

富士宮市立上野小学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、人権尊重の理念に基づき、上野小学校すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられている子供の立場に立つことが重要です。「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、いじめを受け苦痛を感じていても伝えることができなかつたり、本人がいじめと認識していなかつたりする場合もあることから、その子供や周りの状況等をしっかりと確認するようにします。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題でもあります。いじめから子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの子供にも、どの学級でも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

（1）いじめについての共通理解を図ります

○いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、静岡県いじめ対応マニュアルや富士宮市いじめ対応マニュアルを用いて、校内研修や職員会議、打合せ等で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。

教職員のいじめについての共通理解を図るため、事例検討等の研修を実施します。また、指導の在り方についても、研修を深めます。

- 児童に対しても、芙蓉の集い(朝礼)や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ということが理解できるように、繰り返し促します。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- 教職員は児童理解を深め、子供との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
 - ・家庭、地域と連携し、より深い児童理解をし、個に応じた指導に努めます。
 - ・子供の目線に立ち、子供の話に耳を傾けることに努めます。
- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
 - ・なかよしタイムなどの縦割り活動では異学年と活動し、協力し助け合う経験を積みます。
 - ・「人間関係プログラム」を各学期に実施し、他を認め合う集団づくりに努めます。
 - ・各学級や児童会で、子供同士がお互いのよさを見つけたり、自分のよさに気付いたりする活動に取り組みます。
- 児童一人一人が安心して学校生活を送れるようにするために、職員会議で児童の個性や特性を理解し、情報交換する場を設け、全教職員で共通理解を図ります。
- 授業の中での規律等を大切にし、全ての児童が参加・活躍できる「分かる授業づくり」に努めます。
 - ・一人一人の意見を大切にし、人権意識をもって授業に取り組みます。

(3) 子供自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- 授業や活動の中では、考え方や感じ方の違いを認め合う等、安心して自分を表現できる集団となるよう考える場を設定します。
- 道徳の時間や学級活動の時間を中心に、各教科やあらゆる教育場面で、いじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していく集団となるように指導します。
 - ・「心のポケット」(道徳ワークシート)を家庭に持ち帰り、親子で話し合う時間を設けます。いじめに関わる授業を全校で実施する。
- 学級活動、児童会活動などでは、日常生活との関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。
 - ・「あいさつ運動」「なかよし活動」など仲間との連携を深める活動を行います。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

- 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するよう努めます。
 - ・学級だけでなく学年全体の児童を見守り、職員会議・生徒指導委員会など、あらゆる場において情報交換を密にします。

- 例え小さな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、違和感を見逃さないようにし、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知するよう努めます。
 - ・些細なことでも学年部の話題にし、複数の目で見て、聞いて、確認します。
- いじめアンケートを毎月実施し、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 保健室や相談室の利用、スクールカウンセラーの教育相談、電話相談・メール相談窓口について広く周知するとともに、児童及びその保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整えます。

(2) 早期対応

- いじめの兆候を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有します。
 - ・いじめの情報は、学年部・生徒指導担当・養護教諭・教務主任・教頭・校長に速やかに連絡します。
- いじめの態様等に即した対策チーム(含関係機関)を編成し、今後の対応について確認します。子供の人権に配慮しながら、教職員全員が一丸となり解決に向けて取り組みます。
- 被害児童、及び、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- 加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自ら過ちを反省し、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
- いじめを受けた児童、いじめを行った児童がともに正常な学校生活を送れるよう、保護者との事実確認や情報提供を行い、適切な対応を取っていきます。
 - ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童とその保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

4 家庭・地域との連携

- 学校と家庭をつなぐ会の開催、学校・学年だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について広報します。
- 家庭でいじめ等が疑われる子供の変化が見られたら、速やかに学校へ相談できる信頼関係を築くとともに、相談の窓口を知らせます。
- 道徳の授業を大切し、年5回の「道徳の日」を設定します。「道徳の日」には「心のポケット」(道徳ワークシート)を活用し、道徳の授業での様子や考えを親子で話し合い、道徳的心情を家庭と連携して育みます。
- インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での目配りを依頼します。
 - ・いじめ防止に対する取り組みについて、学校便りやホームページ、または懇談会などを通して、保護者や地域に伝えていきます。
- 青少年健全育成連絡会など、地域との連携・協力を密にし、子供の育成に努めていきます。地域の皆様とは、いじめの事実を知ったり、現場を目撃したりした場合はすぐに学校や家庭に連絡することのできる関係を築きます。

5 教育委員会や関係機関等との連携

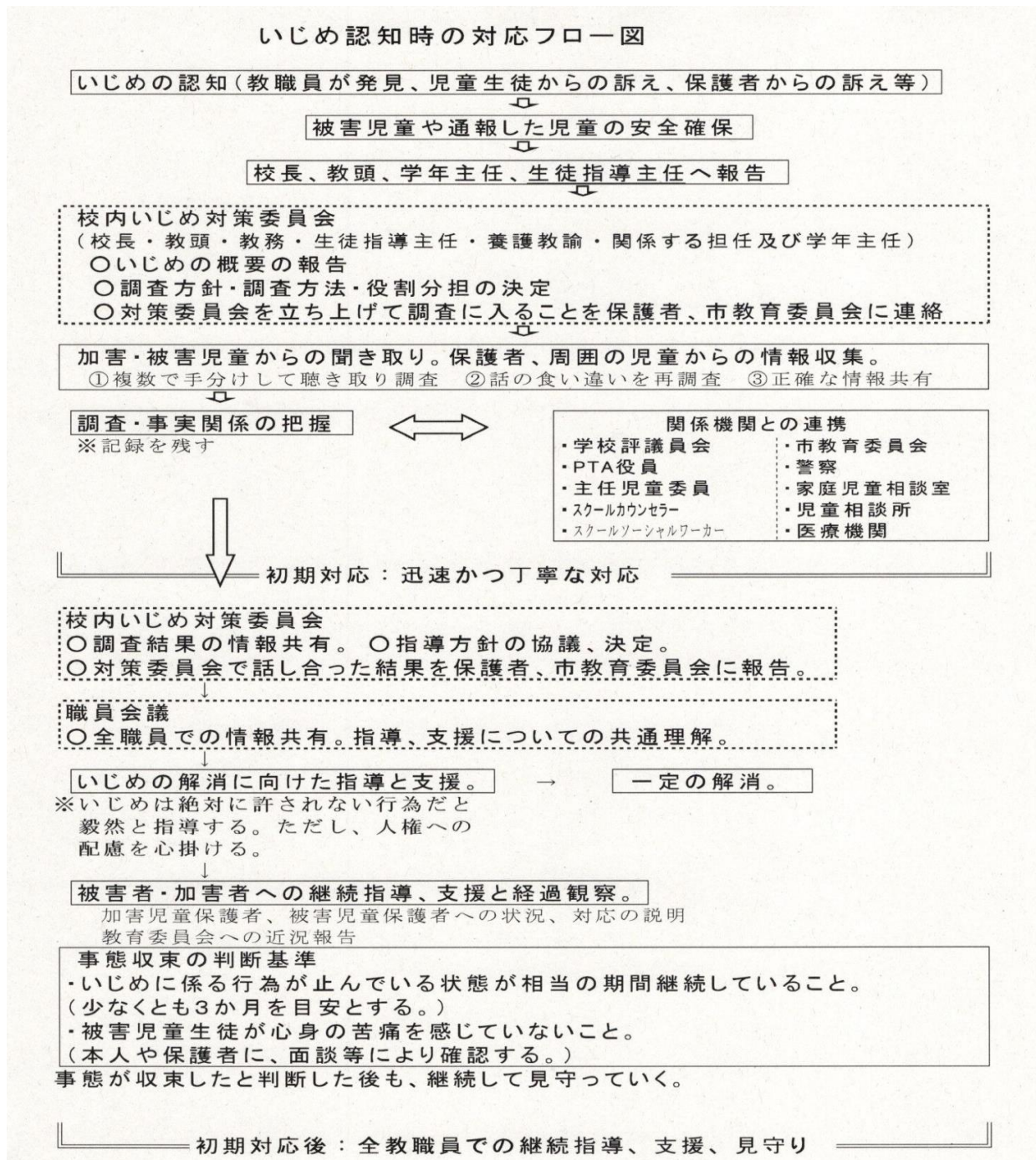
○深刻ないじめが発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、各関係機関と連携をとって対処します。

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方など対応を相談します。

○いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。

・児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

6 いじめへの対応について(フロー図) ※R3 全面見直しを実施



7 重大事態への対処について

- いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対処する必要があります。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年3月文部科学省)」を踏まえ、適切に対処します。

(1) 重大事態とは

(ア)いじめによる児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合。

(イ)欠席の原因がいじめと疑われ、児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子供が一定期間、連続して欠席しているとき。

- 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態についての調査について

- 重大事態が発生した場合には、学校は富士宮市教育委員会に報告し、富士宮市教育委員会の判断のもと、速やかにいじめ対策委員会を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。調査は、因果関係の特定を急がず、網羅的明確に行い、調査方法は、児童や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などが考えられます。なお、いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、児童の尊厳を保ちつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行います。

(3) 情報の提供

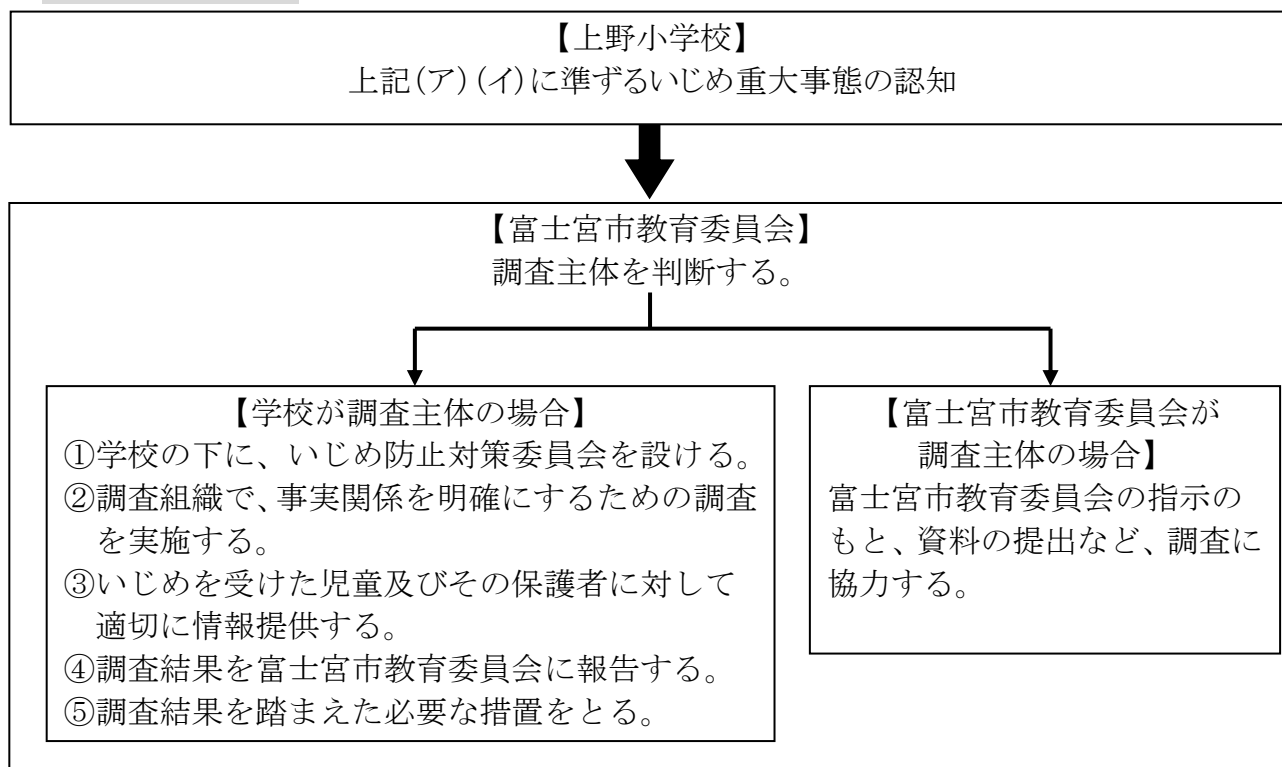
- 富士宮市教育委員会や上野小は、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

(4) 報道への対応

- 情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

8 重大事態対応フロー図

重大事態の発生



9 年間の取組計画について

令和4年度 いじめ防止プログラム年間計画 富士宮市立上野小学校

月	対象			内 容	場面/方法
	職員	児童	保地		
4	○			基本方針策定・確認	職員会議
		○		始業式で呼び掛け	始業式
		○		教育相談日(希望制)	放課後
	○		○	「学校と家庭をつなぐ会」で資料を配付と共に、いじめ防止基本方針の説明及び協力依頼	学校と家庭をつなぐ会
5	○		○	学校評議員、青少年健全育成連絡会などへの協力要請	関係会議
			○	HP に学校の取り組み方針を提示、周知	学校だより
6		○		人間関係作りプログラム1	学級活動
		○		スクールカウンセラー面談	学級活動
		○		道徳の日 いじめに関する資料・心のポケット	道徳
		○		(いじめ実態アンケート・面談 (市の統一))	
		○		情報モラルに関する授業の実施	
7		○		人間関係作りプログラム(質問紙調査①効果測定)	朝の活動
			○	学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート・面談	
			○	個々面談で情報交換(実施時期を延期)	保護者面談
	○			アンケート集約・分析	
8	○			1学期評価から、計画の修正	職員会議
	○			いじめ防止に関する職員研修の実施	
9		○		人間関係作りプログラム2	学級活動
		○		いじめ事例研修(スクールカウンセラー)	
10		○		人間関係作りプログラム(質問紙調査②効果測定)	朝の活動
		○		学校行事(運動会)参加に向けた取組	特別活動
11		○		いじめ実態アンケート・面談(市統一)	
		○		学校評価保護者アンケート	
		○		学校評価児童アンケート	
12			○	学級での表れについて情報交換	学年懇談会
	○			アンケート集約	
		○		教育相談日(懇談会)	放課後
	○			2学期末評価から、計画の修正、実施	職員会議
1		○		人間関係作りプログラム3	学級活動
			○	学校評価結果報告	学校評価だより
2	○			いじめ防止基本方針の見直し	職員会議
		○		いじめ実態アンケート・面談(市統一)	
3	○			実態のまとめと情報の共有	
年間		○		なかよし活動(縦割り活動)	
		○		いじめ実態アンケート(毎月実施)	
		○		「じかん・きれい・ことば」の『ことば』を意識する	